

## ポルトガル商船焼亡に関する

### 二種類のイエズス会文書について

五 野 井 隆 史

#### はじめに

慶長一四年(一六〇九)度の生糸貿易は、日本・ポルトガル両国商人の数カ月にわたる取引交渉にもかかわらず一向に進展を見ず、徳川幕府は、交渉の打開を計らんとして、マカオにおいて一六〇八年一月三日に発生したポルトガル人による日本人殺害事件を有力な根拠に、ポルトガル商船の捕獲・没収と、カピタン・モール(ポルトガル商船の司令官)の拘束を肥前島原のキリシタン大名有馬晴信に命じ、遂には、ポルトガル商船を長崎沖に爆沈せしめ、当年の生糸貿易を不調に終らせる結果に至らしめた。

右の生糸売買交渉に関わる経過とポルトガル商船ノツサ・セニョーラ・ダ・グラサ号(通称、マードレ・デ・デウス号、のちグラサ号と略称)の爆沈焼亡の顛末については、当時、キリスト教の日本布教事業に参画していたイエズス会の各報告書・書翰等、いわゆるイエズス会文書がこれを詳細に語ってくれる。

本稿では、ポルトガル商船焼亡に関する、現存の二種類のイエズス会文書を通じて、イエズス会文書の種類とその性格とについて若干言及し、二種類のイエズス会文書のその意図と各々の機能を両文書の内容の比較検討を行ないつつ明確にしたい。なお、ここに検討を試みようとする、ポルトガル商船焼亡事件についての二つの報告書とは、

A—「Relaçam do triste fim que teve a nao da Viagem de Japam de que era Capitam Mor Andre Pessoa aos 6 de Janeiro do anno de 1610」<sup>(1)</sup>

B—「Relaçam de queima da nao Nossa Sora da Graça, em que veyo por Capião Mór da Viagem Andre Pessoa no anno de 1609」<sup>(2)</sup>

であるが、A文書は、「一六〇九年度日本〔イエズス会〕年報」の末尾に加えられたもので、その補遺にあたる。B文書は、表題通りの事件のみに言及した独立した一書翰である。

(1) ARSL. Jap. Sin. 56, ff. 226v-231

(2) ARSL. Jap. Sin. 31, ff. 352-360

#### 一、イエズス会文書について

先に紹介した二つの報告書は、いずれもローマのイエズス会総会長宛のものであるが、イエズス会文書の大部分は総会長宛に送った正式書翰・書類からなる。

イエズス会文書は、大別して、上述の総会長宛の正式書翰・書類と、イエズス会会員同士の個人的にして自由な通信からなる私的書翰との二種類からなる。

総会長宛の正式書翰・書類には、各管区長、総会長から任命された修

道院長、各管区や修道院の顧問が定期的に送るべき報告書、また一つには、毎年作製する会員名簿と、三年毎に各会員の素質、才能、適性等を記入する特別な会員名簿、さらに重要な問題を総会長に報告し助言と決定を求めたりする書翰があるが、これらは決して印刷に付されることのない極秘文書である。<sup>(1)</sup>

これとは別に、同じ総会長宛の書翰でありながら、イエズス会員全体の連繋を強めることを意図して認められた報告書があり、これはイエズス会員全体に宛てられた公けの通信と言うべきものである。<sup>(2)</sup>この種の報告書は、ヨーロッパでは年に三乃至四度ローマに送付されたが、インド及びその他の東洋諸地域とローマとの通信連絡は、一五六五年のローマにおけるイエズス会第二回総会で、年に一度航行する船便に応じて年一度に決定された。<sup>(3)</sup>

日本からの通信は、フランシスコ・サビエル以来多くの書翰がローマに送られたが、これは、「日本・シナ両国を旅行せるイエズス会のパードレ及びイルマン等がインド及びヨーロッパの同会会員に贈りたる一五四九年より一五八〇年に至る書翰」Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia de Jesus, que andão nos Reynos de Iapão & China escreuão aos da mesma Companhia da India & Europa, desde anno de 1549 até o de 1580. Em Evora, por Manoel de Lyra. Anno M.D.XCVIII.の中に収録され、その大部分は、「イエズス会士・日本通信」の書名ですでに村上直次郎博士によって訳註されている。

こうした報告書は、のちに年度報告、いわゆる年報としてその形式を整えるに至った。この年報は印刷に付されてイエズス会の各修道院に送られ、さらに若干の訂正と削除を施したのち、ヨーロッパの各国語に翻訳されて公刊をみ、世俗の人の間にも流布された。

日本について見ると、巡察師として一五七九年に来日したワリニャーノ神父は、日本の実情がそれまでの報告書では十分に叙述し尽されるこ

とのないことを痛感し、日本の実情に沿った新しい年報制度を確立した。彼は自ら指導してフランシスコ・カリヤン神父に一五七九年一月一日付の総会長宛年報を、さらに翌年にはロレンソ・メシヤ神父に一月二〇日付の総会長宛年報を作製させた。

ワリニャーノ神父の規定により、日本(準)管区長は年報作製者を決定し、ルイス・フロイス神父が一五八二年二月一五日付の年報以後久しく管区長秘書としてこの仕事に携った。

年報は、日本の三つの地方——五畿内・豊後・下(豊後、日向以外の西九州)——の各上長の責任において作製報告されたものが準管区長の許に送付され、準管区長の秘書によって一つのものに編集された。<sup>(4)</sup>

年報の内容は、四つの項目から成る、(一)日本の当面する世情について、政治情勢が中心、(二)日本のキリスト教界全体についての現況、

(三)日本イエズス会の概況、会員や同宿等に関する報告と来、離日会員の事蹟や故人となった会員等の略伝等、(四)各地方の布教情況、長崎——大村——有馬——肥後(八代)——筑前——筑後——豊前——豊後——(山口)——広島——都——伏見——大坂——堺——北国(金沢)——(駿河)の順序で叙述されている。

編集作製された年報は、その年の一〇月から翌年三月頃までにマカオに帰航するポルトガル商船乃至シナのジャンク船でマカオにもたらされた。マカオからはさらにゴア——リスボンの経路でローマに送られたが、これは、一般に東インド經由 India Oriental と呼ばれている。また、のち一七世紀に入ってからと推測されるが、日本から直接マニラに送付することもおこなわれ、マニラ——メキシコ——マドリッドの西インド經由、India Occidental も利用されるに至った。

年報及びその他の書翰類は、その重要性に応じ、また海難、略奪等の災禍の対策として三乃至四つのコピーが長崎において作製され、書翰を認めた本人の署名があるものは原文として認められ、<sup>(5)</sup>また無署名書翰であっても、その内容から明らかに(準)管区長の秘書でなければ書くことのできないと判断できる場合にも同じく原文として見做されている。

前述のB文書は無署名であるが、当時の準管区長フランシスコ・パシオ神父の秘書ジョアン・ロドリゲス・ジラン神父がこれを認めたものである<sup>6</sup>と考えられている。

年報や書翰類はいくつか作られたコピーも含めて、長崎から出航するポルトガル、イスパニヤ両国商船及びジャンク船等で各々マカオ、マニラに送付されたが、これらは委託された便船の順序に従って第一便、第二便、第三便と注記され、便数を重ねる毎に新しい記事・報道がおり込まれて訂正増補された。

ポルトガル商船が来航する限りにおいて、第一便は東インド經由によるものが多く、一七世紀に入ってから第一便が西インド經由によるものも若干見られる。また第二便は一七世紀には西インド經由によるものが多かったかと推測されるが、必ずしもこの限りではない。管見のイエズス会年報についてみると、「一六〇七年度 第一便 西インド經由」、「一六〇九年度 第二便 西インド經由」、「一六一二年度 第一便 東インド經由」、「一六一四年度 第二便 東インド經由」等である。

前記B文書は、管見では五つの原文書(コピーも含む)を有するが、その便数が明らかなものは、第一便 一、第二便 二、の計三つで、他の二つは不明であり、またいずれの經由によったものかは五つとも明らかでない。

各書翰は総会長宛親展を除いて、マカオ、ゴアにおいて筆写され、リスボンでも必要と思われるものはコピーされ<sup>7</sup>、またマニラでも同様であったと考えられるので、同一内容の書翰は原文書及び筆写されたものも合せて少なくとも五つは作製されたはずであり、前記B文書が五つも現存することはその事実を裏付けるものである。

(1) フーベルト・チースリック「イエズス会における職務」(キリ

スタン文化研究会報 第七年第一号 二二—二四頁)

(2) アルカディオ・シュワーデ「秀吉の禁教令以前におけるイエズ

ス会士の通信」(キリスタン文化研究会報 第六年第四号 三頁)

(3) 同右 二—三頁

(4) 初期の年報は、フロイスの一五八五年一〇月二五日付総会長宛書翰によれば、毎年四つの年報——下地方のもの、豊後地方のもの、都地方のもの、当年の日本の戦乱に関するもの——が作製され、さらに五つ目の年報が年に一度のポルトガル商船の出航前に各地から新しく寄せられた報告をまとめて作られた。

(シュワーデ前掲論文 五頁)

(5) シュワーデ前掲論文 五頁

(6) João Rodriguez Giram (Girão) S. J. 一五八六年来日、一六〇三年—一六一四年まで秘書 Secretario 又は Companheiro として準管区長付きとなり、この間、一六一二年を除く一六〇四年から一六一三年までの年報作製にあずかった。

(7) シュワーデ前掲論文 六頁

二、一六〇九年度イエズス会年報の

補遺——A文書について

「一六一〇年一月六日、カビタン・モール・アンドレ・ペッソア所有の日本航路商船の哀れな結末に関する報告」の標題をもつ前記A文書は、手書きの原文書『一六〇九年度日本年報』の終りに補遺・付録の形で加筆された九葉半からなる報告書で、「一六一〇年三月一日、日本の長崎の町及び港発、ジョアン・ロドリゲス・ジラン」の署名を有している。この署名の有無は、A文書と前記B文書との関連を考える上で貴重な手がかりを与えるものである。

A文書の内容がさらに縮少され要約されたものが、印刷に付された『一六〇九年及び一六一〇年の日本年報』の中に収録された、「一六一〇年一月六日、日本航路商船が遭遇した不幸なる事件に関する報告」——便宜上、報告Cと呼称——である。公刊された年報は、一六一五年にロー

マにおいて一般キリスト教徒のために体裁よく編纂されたものであり、<sup>(2)</sup>前記B文書の内容に比して、極めて簡潔にして、その記す所も大まかであることは否定できない。この節では、『一六〇九年度日本年報』の補遺にあたるA文書の内容を項目別に列挙し、公刊をみた『一六〇九年及び一六一〇年の日本年報』に収められた報告Cとの内容の異同について( )を利用して述べるだけにとどめる。なお、A文書及び報告Cともに、ポルトガル商船の焼亡事件についての言及していることは言うまでもない。

#### イ、焼亡事件勃発の背景と原因

一、ポルトガル商船ナオの日本来着の度にカピタンとポルトガル人に対する難儀が予想・懸念されていた(報告C―のちCとのみ記す―には言及されず)

二、マカオで起こった日本人とポルトガル人との争闘で若干の日本人が死亡したことにつき、幕府(家康)はポルトガル人の報告を無視し日本人の情報を尊重(Cと同じ)

三、商船の長崎到着後に生じたポルトガル人には不利な問題のために、マカオ当局に不満をもっていた少数の日本人が家康に対し仲傷を行なった(Cになし)

#### ロ、家康の報復指令とその方法

一、報復の遂行者としてキシタン大名有馬晴信を指名(Cと同じ)

二、報復行為として、カピタンと乗船中の多数のポルトガル人と土官に対する死刑及び商船の没収を命令(Cでは、カピタンと有罪者の殺害のみを命令)

三、前記二の遂行不能に際しては、上陸したポルトガル人全員の殺害と、司教とイエズス会員等の日本追放を実行(Cになし)

四、有馬氏は一〇〇〇余名からなる兵卒を長崎に移動させ武力行動のためこれを配備(Cと同じ)

#### ハ、ポルトガル商船側の対策・処置

一、警戒を強め、上陸中のポルトガル人に乗船を命令、有馬氏の阻止などにより商船内の乗船者は五〇人前後(Cと同じ)

二、夜間に錨綱を切断、長崎から二レグアの港に入るべく帆走したが、風のため一レグアの入江地点に投錨(Cでは一レグアの入江投錨のことに言及せず)

#### ニ、長崎沖での戦闘経過

一、有馬の軍船の商船追跡と銃撃、これに対する商船側の迎撃により一時退却の有馬軍、以後二日間にわたる有馬軍の攻撃と商船側の応戦(Cと同じ)

二、有馬軍は戦闘四日目即ち一六一〇年一月六日の戦いに総力を結集し(三層からなる仕掛け船を組立て二〇〇余名の長銃兵と弓兵をこれに配置し全体で)、一二〇〇名の戦闘員を数えた(Cでは日付けと長銃兵のことは記述されず)

三、仕掛け船を中心とした有馬の軍船は商船を包囲し、接舷して長銃・火縄銃及び矢を射って攻撃した。商船側は大砲及び火器類を十分に利用できず防戦に努めたが、一ポルトガル人が手にしていた火薬に流弾が命中して火が帆に飛火し船内に燃え広がり、カピタンはこのため万策尽きて火薬庫に火を放ち商船を爆破させた(A文書では、この戦闘の描写に全体の三分の一を割いているが、Cでは簡単な説明にすぎない。ただ、Cではカピタンが他の者に火薬庫に火を放たせたとしている)

#### ホ、戦闘の結果と影響

一、戦闘を通じて全体で一〇〇名以上のものが死去し、商船側では八、九人の者が生存した(Cでは言及されず)

二、商船の爆破・沈没と同時に評価額一コントの全商貨が失なわれ、ポルトガル人と日本人全体に甚大な損害を与えた(Cと同じ)

三、イエズス会と日本のキリスト教界が財政難に見舞われ、セミナリオの破壊、セミナリオやカーザ及びコレジオで養成されている多数

の同宿に暇を出す必要に迫られたが、各地のキリスト教界の援助によって苦境を脱したこと（Cでは、セミノリオを閉鎖しコレジオやカーザに寄宿する学生の入学を中止するの必要を感じたが、神の恵みによって異教徒等の援助をえた」と記して、各地のキリシタンの支援については筆不足の感を免れない）

A文書のみ言及されている事柄についても若干触れておきたい。

一、有馬氏の士卒が商船捕獲に失敗した場合、イエズス会員とそのカーザに危害を加えるであろうという噂が巷間に流れ、不測の事態が懸念された時点で、イエズス会員は神の御旨を遂行するため死を決意し、そのための苦業と祈りを行なった

二、ポルトガル人とイエズス会が密接な関係を有していると考えられたため、商船が長崎港から逃走したという報知に接した家康は、陸上の残留ポルトガル人全員の殺害と司教及びイエズス会員の日本からの追放を命じ、都ではイエズス会員全員の名簿を作らせ、商船の使節として事件当時駿府滞在中の二ポルトガル人に死の準備をさせたこと

三、商船焼沈とカピタンを含むポルトガル人死亡の報告をえて、家康は側近等の嘆願に応じて残留ポルトガル人のマカオ帰還を赦免した

四、家康は、司教とイエズス会員の追放を再三指示し、一時は有馬氏と長崎奉行の斡旋にもかかわらず態度を軟化せず、有力な側近である本多上野殿と後藤庄三郎の取成しと有馬氏の巧みな弁護によりようやく彼等の日本残留が許されたと強調されている。

終りに、アウグスチノ会のイスパニヤ人修道士が商船側の犠牲者の一人であったことについてみると、カピタンがイエズス会の者を商船に招かなかつたのは、アウグスチノ会士がマカオ行きを希望していたためであり、またイエズス会員や日本のキリスト教界に迷惑をかけないためであった、とロドリゲス・ジランが叙述しているのに対し、報告Cの編集者は、イエズス会がこの災禍に遭遇しなかつたのはカピタンが危険を予知しキリスト教界に害を及ぼすまいとしてイエズス会員を伴うことを許

さなかつたためであると明記している。

イエズス会の日本キリスト教界に占める重要性を理解するポルトガル商船のポルトガル人カピタンの配慮は、イエズス会とポルトガル商人との関係を温存し、幕府のイエズス会に対する非難・攻撃を避けることを意図していた如く報告させるに至ったようである。

(1) 大日本史料第十二編之六 八一六—八二〇頁。本文はイタリア語であるが、初めにポルトガル語で編纂されたものがちイタリ

ア語に翻訳されたものであろうか。

(2) ミラノにおいても同年に年報が公刊されている。

三、B文書——五つの報告書について

「アンドレ・ベッソアが一六〇九年に（日本）航海カピタン・モールとして来航したナオ、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号焼亡に関する報告書」の表題をもつB文書は、五つの原文書及び写本を有するが、先ず、この五つの内じ内容からなる文書について紹介し、これらについて若干の検討を加えたい。

I ローマ・イエズス会文書館所蔵文書、本文十七葉、包み紙無し、他の四つの文書に比べて省略箇所は無い。<sup>(1)</sup>

II ローマ・イエズス会文書館所蔵文書、本文十七葉の他に、包み紙有り、これには「イエズス会総会長宛、一六一〇年、日本航海のナオの事件に関する報告書、第一便」という上書きがある。<sup>(2)</sup>

III スペイン・マドリード王立歴史学士院 Real Academia de la Historia 所蔵文書、本文十五葉と包み紙「ポルトガル管区プロクラドール宛、一六一〇年、日本航海のナオの事件に関する報告書、第二便」とからなる。<sup>(3)</sup>

IV マドリード王立歴史学士院所蔵文書、本文十三葉、「ポルトガル管区プロクラドール宛、一六一〇年、日本航海のナオの事件に関する報告書」という上書きをもつ包み紙とからなり、これには、さらに「ア

ンドレ・ベッソアが一六〇九年に塔乗した」という異筆が、「一六〇九年」のあとに見え、これはシュッテ神父によると、当時スペイン宮廷に派遣されていたイエズス会ポルトガル管区代表 Procurador アン・トニオ・コラッソ神父が加筆したものという。<sup>(5)</sup>

V ロンドン英国王立博物館 British Museum 所蔵文書、本文十三葉と、「日本において焼亡したアンドレ・ベッソアのナオに関する報告書」の上書きをもつ包み紙とからなる。<sup>(6)</sup>

さて、無署名のB文書の執筆者がA文書（一六〇九年度日本年報補遺）同様、準管区長の秘書ジョアン・ロドリゲス・ジランであることはすでに述べたが、この文書はまた日付が認められないところから、いつ作製されたものか明らかでないが、一六一〇年三月一八日以前にものされたことは確かである。

マドリードの王立歴史学士院所蔵の文書ⅢとⅣの間に綴じられている、日本司教ドン・ルイス・セルケイラ神父の一六一〇年三月一八日付証明書がこれを立証している。この証明書は、ポルトガル商船が日本側の攻撃を受けるに際し、イエズス会員等がその責務を果すべく商船の問題解決のために奔走尽力したことを司教が確認したものである。<sup>(7)</sup>

この証明書は多分長崎を出航する第二便の文書ⅢとⅣに付されたものと考えられ、第一便の文書Ⅱにも同様の証明書は添えられたであろうし、この第一便による文書Ⅱが三月一八日よりかなり以前に長崎から送付されたものであらうとも推測される。

一方、B文書の各々がいかなる経由に拠ったものかについてみると、第二便の文書ⅢとⅣとはその宛先がスペイン在勤のポルトガル管区代表に対するものであること、また日本司教セルケイラ神父の証明書の日付（三月一八日）と「一六〇九年度日本年報」送付の日付（三月一五日）が近接し、しかもこの「日本年報」が第二便であることなどからして、文書ⅢとⅣが「日本年報 第二便」と同じ船便により西インド経由で運ばれたと見て間違いないであらう。

また文書Ⅱは、恐らく「一六〇九年度日本年報 第一便」と同じ便船でマカオにもたらされ東インド経由によったものと考えられる。文書Ⅰについては明らかでないが、第一か第三の便船で長崎からマカオにもたらされ、東インド経由によりローマに送付されたものであらう。

長崎から送付されたⅠ～Ⅳの四文書とは別に、文書Ⅴは長崎から送付されたものではなく、文書Ⅰ～Ⅳのうちのいずれか一文書の写本であらうと思われる。ボクサー教授は、この文書について、

和紙に書かれ、無署名であるが、ジョアン・ロドリゲス・ジラン神父の自筆、あるいはその写字生の誰かによったものであらう。また第二乃至第三便でマカオかゴアのイエズス会の記録所にあったものであらう、とされている。

シュッテ神父によると、ゴアにあったイエズス会インド管区の古文書の一部、原文の書翰・報告等の文書十冊がブリティッシュ・ミュージアムのマースデン・マンスクリプト Marsden Manuscripts の中にあることが指摘されているところからして、文書Ⅴは、<sup>(8)</sup>若干の疑問は残るが、ゴアで作製された写本であらうと考えられる。

五つの文書の内容及び用語の使用についての異同について若干言及したい（ここでは、文書Ⅰを底本として他の四つの文書を検討する）。

既述の五つの文書の中で、叙述が最も多いのは文書Ⅰであり、他のⅡ～Ⅳの四つの文書には三つだけ欠けた箇所がある。

① f. 352v. 「ou agruando-os」これは、前文の「tratando-os mal」をさらに強調して説明したものである。

② f. 356v. 「e que desistisse dos intentos que tinha de se vingar do Capitaño」。この箇所は長崎奉行長谷川左兵衛を非難したものであり、長谷川の要請に対するイエズス会員の尽力によってカピタンの駿府行が中止されたことにより、長谷川は当然カピタンとイエズス会

員等に謝意を表わすべきであり、また「彼が抱いていたカピタンに対する報復の各計画を放棄すべきもの」であったにもかかわらず、彼は実際にはカピタンを殺害しイエズス会員を非難して家康に不快感を与えようとして暗躍した、という内容である。

文書Ⅰが最初に書かれた報告書であるとする、文書Ⅱ～Ⅴでは「」の部分が故意に削除されたものかも知れない。また文書Ⅰが文書Ⅱ～Ⅴのあとで作製されたものとする、文書Ⅱの部分は挿入文ということになる。私見を加えるなら、「」の部分は恐らくそのあとに続く文章を明確にするために挿入されたものと思われる。

③ f. 359v. 「Fizemos as devidas diligencias pera se acharem os corpos dos mortos; e os que se acharam, enterramos, e se disserão missas por suas almas, e pollos demais. O corpo do Capitão Mór não appareceo, por que como elle se foi chegando pera o payol de polvora, como dito he, ou sedes faria em cinza, ou se com o arrebrantar da cuberta cahio no mar, se yria ao fundo com o peso das armas. O corpo de Padre Frey João de Morim, religioso do orden de Santo Augustino que na nao se achou no tempo da pelleja pera confessar, e animar os que dentro estavão, enteramos solememente em nossa casa, cantando lhe todos os padres hum officio de nove lição; o qual officio o Padre Viceprovinci- al.」

この部分は文書Ⅱ～Ⅴには全くないものである。その内容は、長崎沖での戦闘後、イエズス会員等が死体の搜索にあたつてこれを埋葬し、死者のためにミサを捧げたこと、カピタンの死体が発見されなかったのは火薬庫に赴いて自ら灰になろうとしたためか、身につけた武器の重さで沈んだためであろうこと、また船内にあつてまぎぞいをくつたアウグスチノ会のジョアン・デ・モリン神父の遺骸がイエズス会員らの手厚い祈りと準管区長の司式によって埋葬されたことなどであ

る。

文書Ⅰでは、「」に続いて

“*afora os Portuguezes, que se salvarão* (i), *ficaram outros muitos*……” の文書があるが、文書Ⅱ～Ⅴでは “*Alguns portuguezes poram dos que na nao pellejãrão, se salvarão*. [文書Ⅰでは、この箇所に③の長文が続く。] *Afora estes ficarão* (ii) *outros muitos*……” となる。

文書Ⅰが最初に作製された場合には、第一便の文書Ⅱと第二便のⅢ・Ⅳの両文書において「」の部分が省略され、(ii)のように訂正されたものとなる。反対に、文書Ⅰが文書Ⅱ～Ⅴの作製後のものとする時、「」の部分は書き加えられたものとなり、(i)のように書き改められたものとなる。イエズス会員の死者に対する心遣いが削除省略されるということは考えられず、かえって由々しき事として書き留められたのではなからうかと推測される。

文書Ⅰが最初に作製された報告書であるとしたら、第一便の文書Ⅱと共にマカオにもたらされたであろう。しかし、これが正しいとしたら、第二便のⅢ・Ⅳの両文書と文書Ⅴには省略されない文書Ⅰと同じ文書が存在して然るべきであるが、これら三つの文書はいずれも第一便の文書Ⅱと同じである。このことは、文書Ⅰのちに作製され、その際②③のような挿入文が加えられたことを示すものであろう。そして、文書Ⅰは第三便として長崎からマカオに送られた可能性が高い。そして、文書Ⅴは恐らく第一便の文書Ⅱの写本であつて、ゴアで作製されたものと考えられる。

なお、文書Ⅰ～Ⅴ(Ⅱは右の省略箇所しか調査できなかったのを除く)の用語の異同については参考のため表にして例示するにとどめた。またここでは文書Ⅰを底本とした。

| 文書<br>Iの頁数 | 文書<br>番号 | I                                           | III                               | IV                                | V                                      |
|------------|----------|---------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|
| f. 355v    |          | em que a (sic) requirimento dos Portuguezes | Iに同じ                              | Iに同じ                              | em que em requirimento dos Portuguezes |
| f. 357     |          | começou da tratar vigança                   | começou a tratar de tomar vigança | começou tratar de tomar vigança   | IIIに同じ                                 |
|            |          | em Macao em Manila e em toda a parte        | Iに同じ                              | em Macao, Mamilla e toda a parte  | Iに同じ                                   |
| f. 357v    |          | alguns Portuguezes dos principaes           | Iに同じ                              | alguns dos Portuguezes principaes | IVに同じ                                  |
| f. 358     |          | embarcação alguma                           | Iに同じ                              | embarcação nenhuma                | IVに同じ                                  |
| f. 358     |          | (que facilmente) poderia                    |                                   |                                   | (que facilmente) podria                |
|            |          | custamavão                                  |                                   |                                   | customão                               |
| f. 358v    |          | (que daly) poderia                          |                                   |                                   | (que dali) podia                       |
| f. 359v    |          | chegarião                                   | Iに同じ                              | chegarão                          | IVに同じ                                  |
| f. 360     |          | (mitigou a yra, e sanha,) que tinha         | な し                               | な し                               | な し                                    |

- (1) ARSI, Jap. Sin. 31. ff. 352-360
- (2) ARSI, Jap. Sin. 31. ff. 361-369
- (3) Cortes 566, ff. 97-104v 本所にはマイクロフィルムで架蔵
- (4) Cortes 566, ff. 109-116v 本所にはマイクロフィルムで架蔵
- (5) J. F. Schütte, S. J.; Documentos sobre el Japon conservados en la coleccion «Cortes» de la Real Academia de la Historia, Madrid, 1961, p. 97
- (6) B. M. Add. Mss. 9860, ff. 129-135v. C. R. ボクサー教授は、ブリタイシッド・ミラージウムで偶然この文書を発見し、一九五〇年に「Instituto português de Hongkon-Secção de Historia」(Macao-Imprensa nacional, 1950) に「Antes quebrar que torcar」 ou (Pundonar Português em Nagasaki, 3-6 de Janeiro de 1610) を発表し、この文書に解題を付して翻刻を行っている。なお、本所にはマイクロフィルムで架蔵
- (7) Cortes 566, f. 106
- (8) C. R. ボクサー前掲論文 七頁
- (9) ヨゼフ・シュツテ「初期日本教会史料探訪」(キリシタン文化研究会会報 第十二年第二号 一七一頁)

#### 四、B 文書の内容を中心にして

B 文書の特長は、A 文書のようにポルトガル商船とキリシタン大名有馬氏の軍船との戦いの経過・様相に叙述の中心があるのではなく、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサの爆沈事件が勃発するに至る原因及び政治的背景の説明に重点を置いている点にあり、有馬氏の武力行動から戦いの結末に至る叙述は四分一にも満たないことである。そして、戦いの叙述にしても、一貫してその状況・経過を述べるのではなく、有馬氏や長崎奉行長谷川の和解工作と、これに対するカピタンの対応策などが詳

述されていることである。

### 一、グラサ号事件勃発の背景及び原因

幕府のポルトガル商船に対する新しい規制措置をめぐる長崎奉行とポルトガル商人との確執が、一六〇九年来航ポルトガル商船の向背を左右するまでに進展し、さらにマカオで起こった日本人とポルトガル人との争闘事件における日本人殺害事件が、両者の確執をより大きなものにし決定的な破綻を招く原因となった。すなわち、ポルトガル商人に対する統制強化——(1)、日本役人の船内乗入 (2)、ポルトガル商船乗組員及び乗船者の登録 (3)、積載商貨の点検と名簿記載——と、これに対するポルトガル商人側の反発が自ら一六〇九年来航商船の積載商貨の取引を遅延させ、長崎奉行をして強硬手段に走らせ、一部商貨の陸揚げと買占めを執行させたことは、家康のポルトガル人に対する心象を極端に悪化せしめた。そして、マカオでの日本人殺害に関するマカオ当局作製の調書の取扱いに関する問題がのち長谷川の策謀に巧みに利用され、しかもマカオ事件の関係者の一人有馬氏が長谷川に誘い込まれるにおよんで、商船のカピタンとポルトガル商人に対する報復は着実に実行に移されていった。

### 二、幕府の武力行使決定までの経過

長崎での取引交渉の遅延により、家康はオランダ使節を優遇して先ずこれを引見し、ポルトガル貿易の将来についての助言を得ると共に、オランダ商館の平戸設置を認可したのに対し、ポルトガル使節にはその接見を遅らせ彼等の要求するオランダ人の放逐要求を一蹴した。また、上総沖で遭難したノバ・イスパニヤ行きのマニラ商船司令官ドン・ロドリゴ・ビベロを引見し、フィリピン・日本間貿易の可能性を打診してポルトガル商船積載と同量の商貨の将来についての保証をえた。

一方、長谷川はマカオ事件に関する偽りの調書を作って家康の許に送り、また有馬氏に働きかけてマカオ事件の告訴に踏み切らせ、ポルトガル商人等に対する報復を家康に請願させた。

### 三、ポルトガル商人の対策

ポルトガル商人等はマカオ事件の調書の幕府提出を断念し多額の贈賄を長谷川に申し出てイエズス会の一神父の斡旋で彼と妥協し、これによってオランダ人の排斥工作に乗り出した。長谷川は、日本人の反ポルトガル商人グループがポルトガル貿易の中止とオランダ貿易の開始を要求していることを一神父を通じてポルトガル商人等に伝えて前述のように一部商貨の陸揚げに成功しこれを強引に買占めた。

一方、ポルトガル商人等はこのために自由貿易の要求、オランダ人の問題、マカオ事件の説明と長崎奉行等の不正について協議しカピタンの駿府行きを決定した。この決定を関知しなかった司教とイエズス会のはのち長谷川の要請を受けて、長谷川の幕府における立場と権限を五つの点からポルトガル商人に説明して助言を与え、カピタンの駿府出立を中止させた。そして、幕府に対する使節派遣を求めるカピタンと衆観論を唱えるポルトガル商人等との意見の対立は、書記官の再度の駿府派遣を遅らせ、彼が駿府に到着した時には、すでに有馬氏は指令を帯びて帰国したあとであった。

### 四、有馬氏に対する報復の指令

家康のポルトガル人に対する報復行為は初めから一定したものではなかった。最初の段階では、ポルトガル人に重刑を課するというものであったが、のち、カピタンと日本人殺害に関係した有力ポルトガル人、四、五名を殺害することに変更された。さらに、最終的にはカピタンとポルトガル人全員の殺害と商船及び積荷の没収を決定した。またイエズス会がカピタン引渡しに協力しない時には、イエズス会員

の日本追放と各カーザの破却を指令していた。そして、この最終決定は、ポルトガル商船の長崎港からの逃走についての情報をえたのちも繰返し指令された。

#### 五、有馬氏の長崎における行動

和戦両様の構えで長崎に乗込んだ有馬氏は、司教とイエズス会準管区長に対する本多正純と後藤庄三郎の書翰に助けられて容易にイエズス会のカーザにおいてアルマサンのフェイトール（代行人）と商議してパンカードの値について交渉するまで至ったが、カピタンのおびき出しには失敗した。

このため、有馬氏は一二〇〇名以上の兵士を集集し武力断行をイエズス会に通告してカピタンの引渡しを要求して拒絶され、ついに武力決行となった。

#### 六、戦闘の経過

A文書の内容ほどに詳述されることはなく、またA文書の内容の範囲を出るものではない。しかし、戦闘三日目の有馬氏の和平の申し入れと妥協工作、四日目の奉行長谷川の有馬氏の権限を否定した上での妥協工作はA文書では全く言及されていない。

#### 七、戦闘後の結果

多くの犠牲者と多額の損害を出したことはA文書に明らかであるが、長崎奉行等が生存のポルトガル商人等に圧力をかけて新しい貿易の条件すなわち新措置を彼等に要求した事情はB文書でのみ言及されていることである。また、家康がイエズス会員の日本からの追放に固執したこと、これに対し、有馬氏の請願と長谷川の助言で家康がイエズス会員の追放を撤回したことは、A文書とも共通の内容である。

A文書とB文書の内容の相違点はいかなるものであるか、若干言及したい。

- (1) A文書で言うところの、「ポルトガル商船の来着に際しポルトガル人に対する難儀が予想懸念されていたこと」は、B文書で指摘する「長崎奉行によるポルトガル商船に対する新しい措置・規制」を意味している如く、A文書では、真相について明言することを避けている。
  - (2) B文書では、司教とイエズス会の神父が長崎奉行とポルトガル商人等との間に立つて、その和解と事態の収拾に努めたことについて強調されているのに対し、A文書では全く言及されていない。
  - (3) 再三述べたことであるが、長崎沖での戦闘経過について、B文書が、戦闘の模様と同時に有馬氏と奉行長谷川の妥協工作がカピタンとの間になされたことを述べているのに対し、A文書は戦闘の状況のみを語るにすぎない。
  - (4) 戦闘終了後、長崎奉行の要求する条件でポルトガル人が取引を再開することが残留ポルトガル人の生命保証の要件であったというB文書に対し、A文書は、単に彼等が生命の保証を与えられたというにすぎない。
  - (5) 長崎奉行の言動については、B文書がグラサ号事件勃発の首謀者として彼が暗躍したことを詳述しているのに対し、A文書は彼の言動を全く無視し有馬氏がこの事件の主役であるかの如く彼の行為に焦点を合している。
- 一方、A文書において特に強調されていて、B文書に言及されていないことは、
- (1) カピタンの配慮によってイエズス会員のグラサ号乗船が回避されたこと。
  - (2) 家康の命令によって駿府にいたポルトガル人使節二人が拘留され、都地方のイエズス会員の目録が作製されたこと。
  - (3) 商船の爆沈によってイエズス会割当の生糸も失なわれ、このため会

の財政が窮乏し司牧志願者等養成の中止、教会施設の閉鎖に追い込まれるほどの状態に至ったこと

また、キリシタン大名有馬氏の扱い方については、A・B両文書ともグラサ号事件における彼の役割を詳述する一方で、事件後にみられた司教とイエズス会員の日本残留に関する彼の尽力を強調して、彼の功罪を相殺しているようである。

A・B両文書の成立とその関連について考察すると、B文書は、長谷川が駿府から長崎に戻ってポルトガル人等に幕府の決定を傳達していることからみて、三月上旬にはすでに執筆されていたものと推測される。<sup>(1)</sup> また、A文書はB文書の作製後に、B文書の文脈に沿って、しかも政治的駆引やグラサ号事件勃発の背景等について詳述することなく、戦闘の事実を中心に描写した報告を急拠作製し、日本年報の補遺として追加したものであろう。

年報の一部として印刷に付されることを前提として執筆されたA文書が、その公刊の目的ゆえに壮烈な戦闘とポルトガル人並びにカピタンの勇敢な行為を顕彰し、しかもグラサ号事件に関連してイエズス会とその会員がいかに困難に遭遇し経済的に逼迫するに至ったかを強調し、一方でまた、カピタンが戦闘を予期してイエズス会員を巻きぞえにしないようにいかに心を砕いたか等について述べていることは、その意図が、ヨーロッパの貴族・市民等の世俗一般に対して、日本布教におけるイエズス会の実績と困難及びそれらの宣伝、さらに経済的救済を呼びかけることにあったことを示唆するものである。

このように、B文書においてイエズス会がどのような立場にあってポルトガル商人と長崎奉行等の和解のために尽力したか、両者の調停者としての役割について再三言及している箇所は、かえって誤解されることを懸念して、A文書では故意に述べられなかったものであろうと考えられる。

一方、B文書は、日本司教セルケイラ神父が既述の証明書で述べてい

るように、イエズス会が、ポルトガル商船焼亡事件に関してその事件回避のためにいかに努力したかということを立証するものであり、その真相を詳しく説明し語るることによってイエズス会がこの事件に責任を負うものでないことを総会長に弁明する意図を有していたものであろう。

特に、生糸貿易の取引交渉の不調が事件勃発の導火線となったことは、日本・ポルトガル両国商人の仲介者であったイエズス会の立場を極めて困難にする可能性があったために、他の修道会の非難と批判に応え弁護するための根拠として、生糸貿易交渉の決裂と長崎奉行等とイエズス会との接触の事情を敢えて総会長に明確にする必要があったのであろうと推測される。A文書では全く言及されることのなかった長崎奉行長谷川について、B文書では極めて痛烈な批判を加えているのも当然な成行きであった。

しかし、また一方で、イエズス会の当事件における中立性を強調し、仲介者としての立場を強く印象づけようとしていたB文書が、その目的のためにある程度は我田引水と思われる記事を認めることがあったとしても、それはやむをえないことであった。

(1) 商船の焼亡後、長谷川藤広は慶長十五年正月に駿府に至り有馬晴信もまた慶長十四年十二月十五日に有馬を発って駿府・江戸に赴き、翌年正月二十二日本多正信からの奉書を得ているところから、両者はほぼ同じ行程で肥前と駿府とを往還し、二月十日前後(一六〇一年三月初旬)には肥前に戻ったものと思われる。(大日本史料第十二編之六 八〇七―八一二頁参)

おわりに

大日本史料編纂に際し、これまで利用されてきた『イエズス会年報』の類は、すでに述べてきたA文書の系統に属するものであり、このA文書等がさらにヨーロッパにおいて新たに編集されたものが、二節におい

て言及した報告Cの如きものである。その中に見られる歴史事実の一部は客観的なものにして、しかも精選された内容からなるが、イエズス会の関係する問題に限ってみれば、これまで考察してきたように、多くの削除・省略を免れえなかったことは否定できない。

このため、イエズス会年報の利用にあたっては、ヨーロッパで編集された各国語からなる年報ではなく、日本から直接送られた原文書の年報に拠るべきであり、またそのいくつかある年報について比較検討し補註を付した上ではじめて完全なものとして収録・紹介されるべきものである。

そして、B文書の如き非公開の秘密文書の類においても、そのいくつかある原文書及び写本を蒐集し完全な形で紹介されることが要求されてくる。B文書の系統に属する文書の中の一節一節が、年報の一節を構成していることからみても、年報と個人的書翰との関連も併せて考究されるべきであるが、現段階ではローマ・イエズス会文書館の非公開文書の蒐集なしには、成就される見込みは全くないと言いうことができる。

(一九七二年七月二十四日改稿)

#### 追記

本稿は、四十六年十月二十七日の所内の研究発表において報告した「慶長十四年(一六一〇)、ポルトガル商船焼却に関するイエズス会文書について」を、改稿したものである。イエズス会文書の閲覧に際しては上智大学のH・チースリック教授、尾原悟助教授並びに元上智大学教授A・シュワーデ師の便宜をえ、また本所架蔵のマイクロフィルムを利用させていただいたことを併せて感謝したい。